

## 生成系 AI に対する著作権侵害等の訴訟の動き

2023 年 7 月 14 日  
JETRO NY 知的財産部  
蛭田、福岡

2022 年末頃から大きな話題となっている生成系 AI について、最近では議会や行政の場において、生成系 AI の持つ法的な課題等を調査・検証する動きがある。

議会においては、知財関連小委員会の公聴会<sup>1</sup>において生成系 AI の学習用データに著作物等が使用される場合の法的課題に関する議論があり、行政においては、政府説明責任局（GAO）による生成系 AI の課題に関する報告書の公表<sup>2</sup>、米国連邦取引委員会（FTC）による消費者保護のための調査開始などの動きがあった。

また、司法においても生成系 AI のサービスを提供する企業に対する著作権等の侵害訴訟がいくつか提起されている。

- インターネットユーザーを原告とするプライバシー・著作権等の侵害訴訟

カリフォルニア州、フロリダ州、ニューヨーク州のインターネットユーザーは、OpenAI 社の生成系 AI チャットボットである「ChatGPT」を訓練するためにインターネットから集めたデータを使用した際に、無数の人々の著作権・プライバシーを大規模に侵害したとして、2023 年 6 月 28 日、OpenAI 社に対しての集団訴訟をカリフォルニア州北部地区連邦地裁に提起した。この訴訟では、OpenAI 社が何百万人ものインターネットユーザーのソーシャルメディア上のコメント、ブログの投稿、ウィキペディアの記事などを使用し、権利を侵害したと主張している。

- 作家等を原告とする著作権の侵害訴訟

- 作家の Paul Tremblay 氏など、OpenAI 社に対する訴訟を提起

作家の Paul Tremblay 氏および Mona Awad 氏は、2023 年 6 月 28 日、OpenAI 社に対して、「ChatGPT」の学習過程において著作権を侵害したと主張する訴訟をカリフォルニア州北部地区連邦地裁に提起した。訴状によると、「ChatGPT」が原告の著書の内容の要約をほぼ正確に作成可能であることは、著書に関する知識で学習されたことを意味するとしている。

<sup>1</sup> 上院においては、6 月 12 日に AI と特許、7 月 12 日に AI と著作権に関する公聴会が開催されている。下院においては、5 月 17 日に AI と著作権に関する公聴会が開催されている。

<sup>2</sup> <https://www.gao.gov/products/gao-23-106782>

- コメディアンの Sarah Silverman 氏など OpenAI 社および Meta 社に対する訴訟を提起

コメディアンの Sarah Silverman 氏、作家の Christopher Golden 氏および Richard Kadrey 氏は、2023 年 7 月 7 日、OpenAI 社および Meta 社（旧 Facebook）に対して著作権侵害訴訟をカリフォルニア州北部地区連邦地裁に提起した。「ChatGPT」および Meta 社の大規模言語モデルである「LLaMA (Large Language Model Meta AI)」を学習させるために原告の著作物が使用されたと主張している。

OpenAI 社に対する訴訟では、「ChatGPT」が原告の著作物で学習された場合にのみ原告の作品の要約を生成可能であると主張している。

Meta 社に対する訴訟では、Meta 社が使用を認めている学習用のデータセットに原告の書籍の多くが含まれていることなどが主張されている。

その他、オンライン小売業者が AI を使用してオンライン上で流行しているファッションやアートの流行を迅速に特定し、画像を生成する方法で商品を複製しているとして、複数のデザイナーが著作権等の侵害訴訟を提起している事件等もある。

その一方で、AP 通信社が自社のニュース記事のアーカイブについて、OpenAI 社に利用許諾を与えたという報道もある。

AI 開発者のなかには、インターネットからのデータの使用は著作物の変形的使用 (transformative use) であり、著作権法で著作権者の許諾なく著作物を使用することが認められているフェアユースとみなされるべきであると主張する者もいる。他方、米国知財関係者のなかには、AI の学習における著作物の使用がフェアユースとなるかはケースバイケースであるため、今後数カ月、数年のうちに同様の訴訟が提起されていくことになるだろうという意見がある。

(以上)